

令和6年6月定例会 防災・環境対策特別委員会（所管事項説明・事前）

令和6年6月11日（火）

〔委員会の概要〕

木下委員長

ただいまから、防災・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時42分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、まず、当委員会の付議事件に関する所管事項について理事者から説明を聴取し、次に、提出予定案件について理事者から説明等を受けた後、一括して質疑を行うことといたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、まず、所管事項について、理事者から説明をお願いします。

なお、今年度の防災・環境対策特別委員会においては、理事者の説明は着座のままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（説明資料（所管事務））

勝間危機管理部長

それでは、本委員会の付議事件に係る所管事項につきまして、令和6年度防災・環境対策特別委員会説明資料（所管事務）によりまして、御説明を申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括及び危機管理部関係について、御説明を申し上げ、引き続き、各所管部局から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料に記載の当初予算額につきましては、令和6年2月定例会でお認めいただいた予算額を再編後の組織に置き換えたものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

4ページを御覧ください。令和6年度歳入歳出予算の総括でございます。

まず、一般会計についてでございます。令和6年度当初予算額の総額は、左から2列目、最下段計に記載のとおり、493億2,330万7,000円となっております。

5ページを御覧ください。

次に、特別会計でございます。県土整備部所管の公用地公共用地取得事業特別会計の令和6年度当初予算額の総額は、左から3列目、最下段計に記載のとおり、8億円となっております。

6ページを御覧ください。資料の上段、病院局所管の病院事業会計でございます。令和6年度当初予算額の総額は、左から3列目、最下段計に記載のとおり、7億4,712万4,000円となっております。

続きまして資料の下段、県土整備部所管の流域下水道事業会計でございます。令和6年度当初予算額の総額は、左から3列目、最下段計に記載のとおり、15億7,641万円となっております。

7 ページを御覧ください。危機管理部関係の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

組織図及び事務分掌についてでございますが、令和 6 年度の組織機構につきましては、記載のとおり、危機管理政策課から、9 ページ記載の動物愛護管理センターまで、4 課 1 室 2 センターの体制となっております。

なお、各所属の事務分掌につきましては、10 ページから 13 ページに記載のとおりでございます。

14 ページを御覧ください。令和 6 年度当初予算の状況でございます。

まず、危機管理政策課におきまして、あらゆる危機事象への初動対応力強化に向け、災害対策本部室の情報収集機能の進化や、関係機関との連携機能の向上を図る経費など、予算総額は、最下段計に記載のとおり、9 億 6,171 万 4,000 円となっております。

15 ページを御覧ください。

次に、防災対策推進課におきまして、県防災ポータルサイトである安心とくしまホームページの刷新や、県公式 SNS で発信する防災情報の拡充及び登録者数の更なる拡大に取り組む経費や、市町村における災害中間支援組織の機能を最大限に活用できる体制構築を支援するとともに、横展開を図るための経費など、予算総額は、最下段計に記載のとおり 11 億 6,296 万 8,000 円となっております。

16 ページを御覧ください。

次に、消防保安課におきまして、消防防災ヘリコプターの運航管理等に要する経費や、未来の消防・防災を担う子供たちの自助・共助の精神を育む、こどもメディカルラリーを開催するための経費など、予算総額は、資料の中段計に記載のとおり 3 億 1,710 万 5,000 円となっております。

次に、安全衛生課におきまして、動物愛護管理センターに収容された犬を新たな飼い主の協力の下、災害救助犬や、セラピードッグとして育成するための経費として、下から 2 段目計に記載のとおり、332 万 2,000 円となっております。

以上、令和 6 年度当初予算額は、最下段合計欄に記載のとおり、24 億 4,510 万 9,000 円となっております。

17 ページを御覧ください。繰越明許費の状況でございます。

まず、消防指導費で 1 億 3,265 万 9,000 円、次に、防災総務費で 2 億 3,569 万 7,000 円、計 3 億 6,835 万 6,000 円の繰越枠の御承認を頂いているところであります。

18 ページを御覧ください。債務負担行為の状況でございます。

まず、徳島県消防学校等改修事業工事請負等契約につきましては、令和 7 年度に限度額 3 億 2,877 万 6,000 円を、次に、総合情報通信ネットワークシステム再整備事業工事請負契約につきましては、令和 7 年度に、限度額 5 億 5,000 万円の、債務負担行為を設定いたしております。

19 ページを御覧ください。重点事業でございます。

1、危機管理体制の充実と県土強^{じん}靱化（レジリエンス）の推進として、（1）県災害対策本部の再構築をはじめとする、初動対応の強化を推進する危機管理体制強化の充実をはじめ、（2）県独自の被害想定見直しや新たな防災計画策定とともに、緊急避難場所の整備などの取組を重点的に支援する県土強靱化の推進や、（3）市町村との緊密な連携の

下、事前の高台移転をはじめとする実践的な取組を進める事前復興の推進、（４）県公式LINEをはじめとするSNS等を活用し、災害情報の発信力を強化する災害対応力の強化や、（５）多様な主体による被災者支援活動を調整する災害中間支援組織を新たに設置し、災害ケースマネジメントの全県展開を進める官民連携による被災者支援の充実強化や、20ページに移りまして、（７）多様な人材の消防団加入を促進するとともに、団活動の活性化を推進する消防団の充実強化などに取り組んでございます。

危機管理部の所管事務についての説明は、以上でございます。

松本生活環境部環境指導統括監

それでは、生活環境部関係の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料（所管事務）21ページを御覧ください。当委員会に関係します生活環境部の組織でございますが、21ページから22ページの組織図に記載のとおり、3課1室を所管課等とし、職員数56名で担当しております。

事務分掌につきましては、23ページから25ページに記載のとおりでございます。

続きまして、26ページを御覧ください。令和6年度一般会計当初予算の状況でございます。

まず、サステナブル社会推進課関係でございます。

目名、環境衛生指導費の摘要欄①のア、地域脱炭素移行・再エネ推進事業では、脱炭素型ライフスタイルへの早期転換のため、太陽光発電設備・蓄電池の県民向け導入支援やP P Aによる県有施設への率先導入を行うための経費として、1億8,991万9,000円を計上しております。

その他経費と合わせたサステナブル社会推進課の予算総額は、最下段計に記載のとおり、3億1,995万9,000円でございます。

27ページを御覧ください。環境指導課関係でございます。

目名、環境衛生指導費の摘要欄①のア、見える「ゼロエミ」推進事業では、廃棄物の排出状況の見える化や循環型社会に向けた再資源化の方向性を定め、県民総ぐるみでゼロ・エミッション徳島の実現を図るため、県内産業廃棄物の実態調査・分析や瀬戸内海へ流入するプラスチックごみの調査を行うとともに、廃棄物の資源循環に係る最新の知見を得る研究会を開催するための経費としまして、1,810万円を計上しております。

同じく摘要欄②のイ、ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業では、大規模災害時における災害廃棄物の迅速かつ適正な分別や処理、再資源化を実現するため、市町村、県、関係団体や地域住民等、多様な主体が一体となった広域連携訓練を実施し、地域の連携意識の向上を図るとともに、県全体の災害廃棄物処理体制を強化するための経費として、658万1,000円を計上しております。

その他経費と合わせた環境指導課予算総額は、最下段計に記載のとおり、1億3,204万円でございます。

28ページを御覧ください。環境管理課関係でございます。

目名、公害対策費の摘要欄⑥、分析測定機器等整備事業費では、大気及び水質の常時監視体制の充実強化に必要な装置等を整備するための経費として、5,174万8,000円を計上しております。

その他経費と合わせた環境管理課の予算総額は、下段計に記載のとおり、合計で2億3,834万6,000円でございます。

以上、生活環境部の令和6年度一般会計当初予算額につきましては、最下段合計欄に記載のとおり、6億9,034万5,000円となっております。

29ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。

繰越明許費につきましては、サステナブル社会推進課、環境指導課におきまして、一般会計で、総額4億8,491万5,000円の繰越枠を御承認いただいております。

30ページを御覧ください。生活環境部の重点事業についてでございます。

1の総合的な環境施策の推進では、本県の豊かな自然環境を守り、育み、未来へ継承するため、徳島県環境基本計画に基づき、環境施策の推進や多様な環境活動の支援に加え、県民の環境に関する意識を高め、県民主役の脱炭素、循環型社会の構築を推進してまいります。

2の脱炭素社会への早期転換の推進では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新たに策定した徳島県GX推進計画に基づき、太陽光発電設備の導入促進やZEV、ゼロ・エミッション・ヴィークル導入の加速化等によるクリーンエネルギーの最大限導入や省エネルギー対策の徹底など、県民主役による脱炭素型ライフスタイルへの早期転換を推進してまいります。

3の廃棄物処理対策及び循環型社会形成の推進では、産業廃棄物処理対策の推進につきましては、処理業者等に対する定期的な立入調査を実施するとともに、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できる徳島県独自の優良処理業者認定制度により、優良処理業者の育成を図ってまいります。

また、一般廃棄物処理対策の推進につきましては、一般廃棄物の減量化・再使用・再生利用及び適正処理を推進するため、関係市町村等に対して技術的援助を行ってまいります。

さらに、海岸漂着物対策の推進につきましては、市町村やボランティア等と連携を図りながら、プラスチックごみをはじめとする海洋ごみ問題に対応してまいります。

加えて、循環型社会形成の推進につきましては、これまでの、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、全てを資源につなげる県、ゼロ・エミッション徳島の実現に向け、廃棄物の資源循環を最大化する取組を推進してまいります。

4の大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、大気汚染・水質汚濁を防止するため、常時監視や、工場、事業所への立入指導等により、環境汚染物質の排出抑制を図るとともに、法改正に伴い、更なる監視体制の強化が求められるアスベスト飛散防止対策を一層推進してまいります。また、良質な水質と生物の多様性、生産性が確保されたとくしまの里海を創出し、次世代へと継承していくため、栄養塩類供給実証実験や里海作り活動を牽引する人材の育成を行ってまいります。さらに、生活環境の保全や住民生活の安全確保のため、土砂等の埋立て等が適正に実施されるよう、事業所に対する適切な監視・指導に努めてまいります。

5の環境影響評価の推進では、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発行為等の実施に際し、環境影響評価が適切に行われるよう、審査・指導・助言等を行ってまいります。

以上、生活環境部関係の所管事務につきまして、御説明を終わらせていただきます。

森口政策監補兼保健福祉部長

保健福祉部関係の所管事務につきまして、御説明させていただきます。

お手元のタブレットの説明資料（所管事務）の31ページを御覧ください。

当委員会に関係します保健福祉部の組織につきましては、31ページから32ページにかけて記載のとおり、保健福祉政策課、地域共生推進課、医療政策課、健康寿命推進課、薬務課、長寿いきがい課、障がい福祉課の7課で担当させていただいております。

各課の事務分掌につきましては、33ページから35ページに記載のとおりでございます。

続きまして、36ページを御覧ください。令和6年度当初予算の状況でございます。各課の主な事業について御説明をさせていただきます。

まず、保健福祉政策課ですが、社会福祉総務費の摘要欄②のイ、福祉避難所運営体制強化事業費の1,225万円は、福祉避難所の運営訓練等の実施や、資機材整備を支援するとともに、市町村の個別避難計画作成を支援するための経費でございます。

次に地域共生推進課でございます。社会福祉総務費の摘要欄①、総合福祉センター運営費の5,190万9,000円は、発災時に徳島市の補助避難所として活用される総合福祉センターにつきまして、老朽化した設備の防災機能強化を図るための経費でございます。

次に医療政策課でございます。医療費の摘要欄①のア、災害派遣医療チーム体制整備事業費の2,140万4,000円は、大規模災害時における医療提供体制の確保・継続を図るため、災害派遣医療チーム、^{ディーマット}DMATや災害医療コーディネーターの養成・強化等を行うための経費でございます。

37ページを御覧ください。

健康寿命推進課でございます。精神衛生費の摘要欄①のア、災害派遣精神医療チーム体制整備事業費の195万8,000円は、災害時に、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、災害派遣精神医療チーム、^{ディーパーツ}DPATの養成・体制整備を行うための経費でございます。

次に薬務課でございます。薬務費の摘要欄①のア、災害時緊急医薬品備蓄供給事業費の639万7,000円は、大規模災害時の救急医療活動に不可欠な医薬品等の備蓄維持を図るための経費でございます。

次に障がい福祉課でございます。児童福祉総務費の摘要欄①のア、障がい者地域移行体制整備事業費の100万円は、医療的ケア児とその御家族が、安心できる生活を確保するため、災害時等の緊急対応に向け、非常用電源の貸与を実施するための経費でございます。

保健福祉部といたしましては、合計で2億6,896万3,000円となっております。

続きまして、38ページを御覧ください。繰越明許費の状況でございます。表の最下段に記載のとおり、合計で4億4,598万円となっております。

続きまして、39ページを御覧ください。重点事業でございます。

1、危機管理体制の充実といたしまして、主なものといたしましては、（3）大規模災害時における医療提供体制の確保・継続を図るため、災害派遣医療チーム、DMATの養成・強化等を行ってまいります。また、（7）市町村の福祉避難所整備や個別避難計画作成を支援してまいります。

保健福祉部関係の所管事務につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願い

いたします。

中藤農林水産部長

それでは、農林水産部の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の 4 ページをお開きください。歳入歳出予算の総括でございます。

上から 4 段目の農林水産部の令和 6 年度当初予算は 121 億 9,626 万 1,000 円となっております。

続きまして、40 ページをお開きください。組織図でございます。

当委員会に関係する、組織についてでございますが、みどり戦略推進課、鳥獣対策・里山振興課、畜産振興課。41 ページに移りまして、林業振興課、水産振興課。42 ページに移りまして、農林水産総合技術支援センター経営推進課、農山漁村振興課、生産基盤課。43 ページに移りまして、森林土木保全課の合計 9 課で、担当職員は、兼務 1 名、併任 1 名、派遣 4 名を含めまして、90 名でございます。各課の事務分掌につきましては、44 ページから 47 ページに記載のとおりでございます。

続きまして、48 ページをお開きください。令和 6 年度当初予算の状況でございます。

まず、みどり戦略推進課でございます。有機農業や特別栽培などの持続性の高い農業の推進に要する経費など、合計で 6,067 万 5,000 円となっております。

49 ページをお開きください。

鳥獣対策・里山振興課でございます。鳥獣対策の推進や狩猟者育成に要する経費など、合計で 4 億 1,567 万 2,000 円となっております。

畜産振興課でございます。家畜排せつ物などの適正処理の推進に要する経費として、2,474 万円となっております。

50 ページをお開きください。

林業振興課でございます。造林や間伐など、森林整備を行うための支援や、県有林での J-クレジット創出に要する経費など、合計で 7 億 8,780 万円となっております。

水産振興課でございます。漁業共同利用施設や避難施設等の整備への支援に要する経費など、合計で 1,127 万 5,000 円となっております。

51 ページをお開きください。

農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。化学農薬・肥料の使用量の削減など、みどり戦略の実現に向けた環境負荷軽減につながる技術の開発等に要する経費など、合計で 1,370 万円となっております。

農山漁村振興課でございます。大規模自然災害からの早期復旧・復興に資する地籍調査に要する経費など、合計で 10 億 5,745 万 8,000 円となっております。

52 ページをお開きください。

生産基盤課でございます。3 段目の農地防災事業費では、農地の保全や自然災害の未然防止に要する経費など 17 億 1,011 万円を、53 ページに移りまして、1 段目の漁港建設費では、漁港や海岸保全施設の地震津波対策、長寿命化対策に要する経費として 10 億 6,087 万 4,000 円など、合計で 42 億 3,272 万 9,000 円となっております。

54 ページをお開きください。

森林土木・保全課でございます。1 段目の林道費では、緊急時に迂回路^うとして機能する

林道や緊急輸送道路を補完する林道の整備に要する経費として17億7,455万円など、55ページに移りまして、1段目の災害林道復旧費では、林業用施設の災害復旧の補助に要する経費として8億9,900万円など、合計で55億9,221万2,000円となっております。

以上、農林水産部の令和6年度当初予算額は、合計欄に記載のとおり、121億9,626万1,000円となっております。

56ページを御覧ください。継続費の状況でございます。

生産基盤課所管の1段目の一の堰^{せき}ゲート改築事業につきまして、計欄に記載のとおり、8億9,000万円の継続費を設定しております。

2段目の椿泊荷さばき所整備事業につきまして、計欄に記載のとおり、30億円の継続費を設定しております。

57ページを御覧ください。繰越明許費の状況でございます。

地籍調査費など、58ページに移りまして、総額72億2,130万2,000円の繰越枠を御承認いただいております。

59ページを御覧ください。債務負担行為の状況でございます。工事請負等契約について、債務負担行為を設定しております。

続きまして、60ページをお開きください。農林水産部の重点事業につきまして、御説明いたします。

まず、1、農林水産分野における県土強靱化の推進としまして（1）大規模自然災害への備えでは速やかな災害復旧につなげるため、災害リスクの高い地域に重点化し、県土強靱化に資する地籍調査を推進するとともに、農業・漁業の各BCPの実効性向上を図るため、業務再開のための訓練などを促進してまいります。

（2）農山漁村地域における防災・減災対策では、大規模災害発生時における生産活動の維持や、被害の最小化に向け、排水、地すべり、津波など、地域が抱える課題に応じた防災・減災対策を重点的に推進してまいります。

続きまして、2、グリーン社会構築への寄与としまして、（1）脱炭素社会の実現に向けた対応では適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を経済価値として、国が認証するJ-クレジットを県有林等で創出し、必要とする企業に提供することで経済と環境保全の好循環を生み出してまいります。

（2）鳥獣被害対策の推進では捕獲の担い手となるハイスキルなハンターの育成や関係機関が連携した広域捕獲などの捕獲対策の強化や、集落で取り組む侵入防止柵の整備など、防護対策の推進に取り組んでまいります。

続きまして、3、生産現場や社会的ニーズに対応した農林水産業の振興としまして、（1）環境保全に配慮した農業の振興では昨年策定いたしました徳島県みどりの食料システム戦略基本計画に基づき、本県農業のグリーン化を図るため、土壌分析の結果に基づく土づくりや施設園芸における自動環境制御等の生産性の向上と環境負荷の低減を両立させる技術の確立・普及を推進することにより、化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進してまいります。

61ページに移りまして、（2）利用期を迎えた人工林や大径材を有効に活用した林業振興では航空レーザ測量データを活用した主伐のより一層の加速、花粉が少なく、成長が早いエリートツリーの植栽、また、民間事業者と連携した大径材の新たな加工体制を構築

し、公共建築物や非住宅の木造化・木質化を進めることにより、森林資源の循環利用を促進してまいります。

（３）水産資源の減少や海洋環境の変化に対応した水産業の振興では、資源管理型漁業の推進や種苗放流、藻場造成を実施するとともに、ワカメ、ノリ等の安定生産に向けた技術開発、また、新たなブランド構築を目指し、純徳島県産養殖サツキマス・阿波さつきの本格生産に取り組んでまいります。

農林水産部の所管事務につきましては、以上でございます。

松野県土整備部長

それでは、県土整備部関係の所管事務につきまして御説明申し上げます。

委員会資料の62ページを御覧ください。当委員会に関係する、防災・環境対策の組織につきましては、建設管理課はじめ、10課1室の体制となっております。

各課の事務分掌につきましては、66ページから70ページに記載のとおりでございます。

71ページを御覧ください。県土整備部関係の令和6年度当初予算につきまして、御説明申し上げます。

建設管理課といたしまして、土木企画調整事業費として500万円を計上しております。

道路整備課でございます。道路改築事業費や緊急地方道路整備事業費など、合計で81億3,245万7,000円を計上しております。

72ページに移りまして、都市計画課でございます。公園整備事業費など、合計24億8,500万円を計上しております。

住宅課でございます。建築物耐震化推進費をはじめ、合計6億1,669万2,000円を計上しております。

73ページを御覧ください。河川政策課でございます。堰堤改良事業費^{えん}として、3億円を計上しております。

河川整備課でございます。総合流域防災事業費や海岸侵食対策事業費など合計26億8,500万円を計上しております。

74ページを御覧ください。砂防防災課でございます。地すべり対策事業費や、75ページの総合流域防災事業費など、合計130億6,100万円を計上しております。

水環境整備課でございます。廃棄物処理施設管理指導費など、76ページに移りまして、合計5億4,742万9,000円を計上しております。

港湾政策課でございます。港湾海岸保全施設整備事業費や港湾施設災害復旧事業費など、合計18億8,045万円を計上しております。

県土整備部合計297億1,302万8,000円を計上しております。

77ページを御覧ください。特別会計でございますが、県土整備部では、公用地公共用地取得事業におきまして、8億円を計上しております。

78ページを御覧ください。継続費の状況でございます。

一般会計におきまして、道路整備課の一ノ瀬トンネル新設事業ほか1件、都市計画課の鳴門総合運動公園野球場改築事業について、それぞれ記載の継続費を設定しております。

79ページを御覧ください。繰越明許費の状況でございます。一般会計におきまして、このページから82ページにかけて記載のとおり、合計266億1,539万5,000円の繰越明許費を

御承認いただいております。

83ページを御覧ください。特別会計では、公用地公共用地取得事業費において、1億2,900万円の繰越明許費の御承認を頂いております。

84ページを御覧ください。このページから85ページにかけましては、債務負担行為の状況でございます。

道路整備課の道路局部改良事業工事請負等契約ほか21件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載した額の債務負担行為を設定するものでございます。

86ページを御覧ください。地方債の状況についてでございます。

公用地公共用地取得事業特別会計では、7億5,000万円を限度額として、県債を充てることとしております。

87ページを御覧ください。流域下水道事業会計でございます。収益的収入、88ページの収益的支出ともに、10億2,438万円を計上いたしております。

89ページを御覧ください。資本的収入、90ページの資本的支出ともに、5億5,203万円を計上しております。

91ページを御覧ください。企業債につきましては、3億3,200万円を限度額として、県債を充てることとしております。

92ページを御覧ください。県土整備部の重点事業でございますが、災害時に人命の救助や生活物資の広域的な緊急輸送を行うための緊急輸送道路等の整備をはじめ、気候変動に伴う水災害リスクの増大に備えた流域治水プロジェクトの着実な推進、災害に強い住環境の構築、住宅分野の脱炭素化の推進などに、取り組んでまいります。

県土整備部関係の所管事務説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

福寿病院局長

それでは、病院局関係の所管事務につきまして、御説明いたします。

93ページを御覧ください。当委員会に関係します病院局の組織についてでございますが、組織図に記載のとおり、総務課が主に担当しております。また、当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

94ページを御覧ください。令和6年度当初予算の状況でございますが、病院事業会計として、合計7億4,712万4,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、摘要欄に記載のとおり、経費として、県立中央病院の本館棟機能強化に要する経費1,112万6,000円を病院増改築工事費として、本館棟機能強化に要する経費7億3,599万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

95ページを御覧ください。継続費の設定についてでございます。

県立中央病院本館棟機能強化事業につきましては、令和8年度までの継続費として、既に御承認を頂き、事業を実施しておるところでございます。年割額及び支出状況等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、96ページを御覧ください。重点事業でございます。

医療機能の強化・向上として、中央病院においては、本県医療の中核拠点として、急性期救急医療、災害医療等で県の中心的な役割を担うとともに、本館棟の改修により、救命救急センターの充実など、更なる機能強化に取り組んでまいります。

また、三好病院においては、四国中央部の拠点としての役割とともに、津波被害時における沿岸部への後方支援等を、海部病院においては、南海トラフ巨大地震を迎え撃つ先端災害医療拠点としての役割をそれぞれ担ってまいります。

以上が、病院局関係の組織体制の概要でございます。

中川教育長

それでは、教育委員会関係の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

説明資料の97ページを御覧ください。組織図及び事務分掌についてでございます。

当委員会に關係する教育委員会の組織についてでございますが、施設整備課、教育創生課、義務教育課、高校教育課、体育健康安全課の5課で主に担当しております。

続きまして、99ページを御覧ください。各課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、101ページを御覧ください。令和6年度当初予算の状況についてでございます。

まず、施設整備課でございますが、学校建設費の①、高校施設整備事業費におきまして、県立学校施設の耐震化や県立学校施設長寿命化計画に基づく老朽化対策など県立学校施設の整備に要する経費として、37億5,482万6,000円を計上いたしております。

次に、教育創生課でございますが、計画調査費の①、地方創生の深化のための支援費及び教育指導費の①、指導諸費におきまして、脱炭素社会の実現に向け、持続可能な社会の創り手の育成に要する経費として、計318万円を計上いたしております。

続きまして、102ページを御覧ください。

次に、高校教育課でございますが、教育指導費の①、学校教育振興費におきまして、環境・エネルギー教育を推進するために要する経費として、960万円を計上いたしております。

体育健康安全課でございますが、保健体育総務費の①、学校安全管理指導費におきまして、学校における防災教育の充実と防災体制の確立を図るための経費として、1,637万9,000円を計上いたしております。また、②、保健管理指導費におきまして、学校における保健管理の充実のための経費として、1,899万9,000円を計上いたしております。

教育委員会の合計予算額といたしましては、表の最下段に記載のとおり、38億298万4,000円となっております。

続きまして、103ページを御覧ください。繰越明許費の状況についてでございますが、高校施設整備事業費、県立学校施設災害復旧事業費につきまして、合計14億9,172万9,000円の繰越しをさきの2月定例会において、議決いただいております。

続きまして、104ページを御覧ください。債務負担行為の状況についてでございますが、高校施設整備事業工事請負等契約につきまして、債務負担行為を設定し、円滑な実施に努めているところでございます。

続きまして、105ページを御覧ください。重点事業についてでございます。

まず、第1に耐震対策等の推進といたしまして、県立学校施設について、中核的な避難所として耐震改修など施設の整備を推進するとともに、市町村立学校施設の耐震対策等を促進してまいります。

第2に防災教育の充実と防災人材の育成といたしまして、地震や津波、風水害等の災害発生時における児童生徒の安全確保に向けて、発達段階に応じた防災教育の充実を図り、地域と連携した防災活動に取り組むことにより、地域防災を担う人材の育成を推進してまいります。

第3に環境教育の充実といたしまして、脱炭素社会の実現に向け、持続可能な社会の創り手の育成を図るとともにエネルギーに関する理解を促進してまいります。

以上で、教育委員会関係の所管事務についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

平岡警察本部警備部長

続きまして、警察本部関係について、御説明いたします。

説明資料（所管事務）の106ページを御覧ください。警備部の災害対策関係の組織図及び事務分掌につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続いて、4ページを御覧ください。令和6年度防災・環境対策特別委員会に係る警察本部の歳入歳出予算の総括について御説明いたします。

一般会計の下から2段目にございますように、警察本部の防災・環境対策に係る予算額は、2億661万7,000円となっております。

その財源内訳といたしましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、107ページを御覧ください。警察本部の令和6年度当初予算の状況について、御説明いたします。

まず、警察施設費でございますが、表の右側摘要欄に記載のとおり、警察署整備事業費として、阿波吉野川警察署整備事業、警察施設防災機能強化事業に要する経費1億7,109万5,000円であります。

次に、警察活動費でございますが、警察装備費として、大規模震災対策としての訓練実施や資格取得、災害救助用装備資機材の購入に要する経費188万円、交通安全施設整備事業費として、停電時、信号機に自動で電源を供給する信号機電源付加装置の整備に要する経費3,364万2,000円という状況であります。

次に、108ページを御覧ください。繰越明許費の状況について、御説明いたします。

令和6年度へ繰り越した事業費は、能登半島地震救援対策費として、災害派遣部隊用装備品の整備に要する経費1,416万1,000円であります。

これら事業につきましては、計画に関する諸条件により、昨年度内の執行が困難となったことから、今年度に繰り越したものであります。

最後に、109ページを御覧ください。

重点事業の概要でございます。県警察といたしましては、大きく三つの重点事業を推進することとしております。

1点目は、初期対応能力の向上についてであります。南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害発生時において、初期対応が迅速かつ的確に行われるよう、反復継続して各種訓練を実施することとしております。

2点目は、防災関係機関等との連携の強化についてであります。防災関係機関、自主防災組織、地域住民等が行う防災訓練等に積極的に参加し、更なる連携強化を図ることとし

ております。

3点目は、広域的な連携の強化についてであります。毎年度実施されている中国四国管区広域緊急援助隊等合同訓練に参加し、他県の警察や防災関係機関との連携強化を図るとともに、訓練を通じ、救出救助等の技能の向上を図ることとしております。

警察本部関係は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

木下委員長

以上で、所管事項の説明は終わりました。

次に、当委員会の付議事件について、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料）

【報告事項】

○「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画（仮称）（素案）」について
（資料1－1、1－2）

○徳島県ドクターヘリにおける整備措置事案について（資料2）

○徳島小松島港港湾脱炭素化推進計画（素案）について（資料3－1、3－2）

勝間危機管理部長

続きまして、6月定例会に提出を予定しております防災・環境対策関係の案件につきまして、令和6年度防災・環境対策特別委員会説明資料により御説明を申し上げます。

まず、私からは歳入歳出予算の総括及び危機管理部関係について御説明を申し上げ、順次、各所管部局から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

4ページを御覧ください。令和6年度一般会計予算の総括でございます。

6月補正予算案の総額は、左から3列目補正額欄の最下段に記載のとおり、2億3,259万5,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で495億5,590万2,000円となっております。

このうち、危機管理部の予算額は、同表一番上の補正額欄に記載のとおり、3,600万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、24億8,110万9,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。部局別主要事項についてでございます。

防災対策推進課におきまして、防災総務費の摘要欄①のア、新規事業、避難所QOL向上事業では、避難所の衛生環境やプライバシーの確保など、避難所QOLの向上を図るため、備蓄品の拡充を行う経費として、300万円の補正をお願いしております。その下、イ、南海トラフ巨大地震等対策事業では、通信手段の確保や住民参加型の避難所運営訓練など、防災対策に意欲的に取り組む市町村を支援するための経費として、2,600万円の補正をお願いしております。

消防保安課におきまして、消防指導費の摘要欄①のア、新規事業、地元企業と連携した

消防団員確保事業では、消防団員の確保・定着促進のため、消防団協力事業所の拡充を図るなど、地元企業との連携を強化するための経費として、500万円の補正をお願いしております。

その下、イ、新規事業、共助の「わ」！地域防災を支える人づくり事業では、女性防火クラブや少年消防クラブの認知度向上及び人材の確保・育成を図るため、官民連携による広報活動等を展開するための経費として、200万円の補正をお願いしております。

16ページを御覧ください。債務負担行為についてでございます。

防災対策推進課におきまして、トイレカーを導入するためのトイレカー売買契約につきましては、令和 7 年度に、限度額 3,000 万円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

17ページを御覧ください。その他の議案等といたしまして、条例案を 1 件提出しております。

徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例についてでございます。令和 6 年 4 月の組織の再編に伴い、関係条例について、所要の整理を行うものでございます。

22ページを御覧ください。令和 5 年度繰越明許費繰越計算書でございます。

昨年度の 9 月定例会、11 月定例会及び 2 月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、繰越額が決定しましたので、御報告させていただきます。

左から 4 列目翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、3 億 3,522 万 2,000 円となっております。

主なものとしまして、危機管理政策課所管の消防学校運営費、1 億 949 万 3,000 円については、消防学校及び防災センターにおいて、施設の長寿命化を図るため、必要な改修工事を行うための経費でございます。

また、防災対策推進課所管の防災対策指導費、1 億 6,572 万 9,000 円については、国の新たな被害想定の方策に併せ、新たな知見や、最新データを反映した本県独自の津波浸水想定及び被害想定の方策を実施するための経費でございます。

これらの事業につきましては、引き続き、早期執行に向け取り組んでまいります。

危機管理部関係の提出予定案件の説明については、以上でございます。

この際 1 点、御報告申し上げます。

資料 1－1 を御覧ください。徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画（仮称）（素案）の概要についてでございます。

まず、策定趣旨でございます。本年 1 月に発生しました能登半島地震の教訓を踏まえ、体系的で分かりやすい計画とするため、既存の徳島県国土強靱化地域計画と、その地震対策に係る部門計画である徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画、さらに、被災前から、円滑な復興を見据えて必要な対策を整理した徳島県復興指針を合わせた防災関連 3 計画を統合し、この度、新たに徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画（仮称）を策定することとしております。

基本理念としましては、国が示す人命の保護、重要な機能の保持、被害の最小化、迅速な復旧・復興の 4 項目に、本県独自の事前復興を加えた五つにより、強靱化・レジリエン

ス双方の視点で防災対策を推進してまいります。

計画期間としましては、徳島新未来創生総合計画と同様に、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、そのうち、令和7年度までの2年間を重点取組期間と位置付け、対策を加速化してまいります。

目標と重要業績指標としましては、まずは、1、命の72時間への対応から6、創造的復興の推進まで、発災から復興までのフェーズを見据えた6項目を目標として設定しております。

次に、施策の進捗状況を管理するための重要業績指標としましては、既存の3計画で個々に設定していた重要業績指標の数を絞り込むとともに、内容についても、県民の皆様にとって分かりやすいものとなるよう見直すことにより、未来に引き継げる災害に強いとくしまの実現を目指した計画となるよう取り組んでまいります。

今後は、外部有識者の皆様による推進委員会での御助言や県議会での御論議を踏まえるとともに、パブリックコメントを経て、本年夏頃の策定を目指し、作業を進めてまいります。

なお、今回の能登半島地震に際し、県では、発災直後から、市町村など関係機関と連携して、1,000人を超える被災地への派遣をはじめ、県を挙げた支援を行っております。5月末をもって、応急対策職員派遣制度による輪島市への対口支援は終了したところであり、輪島市の坂口市長からは、本県に宛てたお礼状を頂戴したところです。今後も引き続き、職員の中長期派遣などを通じ、1日も早い復旧、復興に向けて、被災地に寄り添った支援を続けてまいります。

報告事項は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

松本生活環境部環境指導統括監

続いて、6月定例会に提出を予定しております生活環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、その他の議案等の令和5年度繰越明許費繰越計算書でございます。

説明資料により御説明を申し上げます。22ページを御覧ください。

去る2月定例会で御承認を頂きました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、繰越額が確定いたしましたので、各課別の繰越明許費の状況を記載しております。

表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、生活環境部の合計額は、4億8,491万5,000円となっております。

これらの事業につきましては、早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。

なお、生活環境部において報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

森口政策監補兼保健福祉部長

それでは、6月定例会に提出予定の保健福祉部関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットの説明資料の4ページを御覧ください。一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

表の上から4段目、保健福祉部の左から3列目、補正額欄に記載のとおり、合計で440万円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で2億7,336万3,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、部局別主要事項説明により、各課の主な事項について、御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

医療政策課でございます。医務費の摘要欄①のア、(ア)新規事業、「徳島ローカルDMAT」創設支援枠の300万円は、県内での発災時に、迅速に医療救護活動を展開する徳島ローカルDMATを新たに創設し、その活動に要する資機材整備を支援するための経費でございます。

次に健康寿命推進課でございます。精神衛生費の摘要欄①のア、災害派遣精神医療チーム体制整備事業費は、新たな災害派遣精神医療チーム先遣隊創設に要する資機材整備等を支援するための経費として、140万円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、23ページを御覧ください。その他の議案等の令和5年度繰越明許費繰越計算書でございます。

表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、合計で4億2,039万9,000円となっております。

今後とも事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際1点、御報告をさせていただきます。

資料2を御覧ください。徳島県ドクターヘリにおける整備措置事案についてでございます。

1、事案の概要でございますが、学校法人ヒラタ学園において、大阪航空局による随時監査に対応する中で、整備記録の不備などが判明したことから、自主調査を開始いたしました。その結果、整備措置が必要な事案を複数発見し、大阪航空局及び関西広域連合に報告があったものです。また、今回の事案に係る点検整備に伴い、5月16日と21日に一時的な運航停止がございました。

2、国土交通省大阪航空局からの行政処分でございますが、5月28日付けで、事業改善命令及び安全統括管理者の職務に関する警告が行われました。事業改善命令については、安全管理体制の再構築、安全意識の徹底及びコンプライアンス教育の実施、必要な予備品の配備などの整備体制の確保の3点の措置を講じるよう命ぜられております。安全統括管理者の職務に関する警告については、安全管理規程に規定する運営方針を理解、認識した上で、整備部門や運航部門を管理し、安全管理体制を再構築するなど、安全統括管理者の職務について、改善措置を講じるよう警告がなされたところです。

3、徳島県ドクターヘリへの影響についてでございますが、4件の整備措置事案が確認

されましたが、機体の健全性は確認済みであり、現在、運航継続に支障はありません。なお、本県のドクターヘリが運航停止していた5月21日に、出動要請が1件あり、代わりにドクターカーで患者搬送した事例がございました。

4、関西広域連合の対応についてでございますが、6月7日、構成府県のドクターヘリ担当課からなる、再発防止対策チームを設置。再発防止に向けたヒラタ学園の対応の確認等を行うこととなっております。

報告は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中藤農林水産部長

それでは、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料の4ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算表総括表でございますが、補正額の欄、上から4段目に記載のとおり、1,380万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は122億1,006万1,000円となっています。

補正額の財源につきましては、表の右側財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

9ページを御覧ください。課別主要事項について、御説明いたします。

11ページに移りまして、生産基盤課でございます。

4段目の漁港管理費、摘要欄①のア、新規事業、漁港水域強靱化事業におきまして、能登半島地震を踏まえ、津波によって流出した船舶等によりもたらされる二次被害や応急対策活動への支障を未然に防ぐため、漁港の水域を対象に、既存インフラを活用した船舶係留候補地の調査・検討や、係留に必要な設備の整備及び放置艇処分に向けた一時保管場所の整備に要する経費として、1,380万円の増額をお願いしております。

21ページを御覧ください。その他の議案等について、御説明いたします。

（3）令和5年度継続費繰越計算書でございます。

椿泊荷さばき所整備事業につきましては、継続費により事業を進めておりますが、請負契約が本年度の予定となりましたので、6億円が逓次繰越しとなったものでございます。

24ページを御覧ください。

（4）令和5年度繰越明許費繰越計算書でございます。

令和6年2月までの定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきましたが、この度、御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。24ページから25ページまでは、各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。3課21事業の翌年度繰越額の合計額につきましては、左から2列目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、56億5,554万4,125円となっております。繰り越された事業につきましては、引き続き、早期の事業完了に向け、取り組んでまいりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

32ページでございます。令和5年度事故繰越し繰越計算書でございます。

森林土木・保全課の翌年度繰越額合計額につきましては、表中央の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、9,529万8,000円となっております。災害の発生に伴い計画の変更を余儀なくされたことにより、やむを得ず繰り越さざるを得なくなったものでございます。

これらにつきましては、事業効果を発現できるよう、早期完成に向けて、最善の努力をしてまいりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い致します。

松野県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の12ページをお開きください。このページから14ページにかけましては、補正予算に係る部別の主要事項説明でございます。

この度の補正予算につきましては、能登半島地震を踏まえた防災・減災対策事業の予算を計上しております。

まず、道路整備課でございます。ア、新規事業、道路啓開加速事業として、5,000万円の補正をお願いしております。

住宅課でございます。ア、新規事業、命を守る！住まいの耐震化緊急支援事業として、8,000万円の補正をお願いしております。

14ページを御覧ください。

港湾政策課でございます。ア、新規事業、河川・港湾水域強靱化事業として、3,500万円の補正をお願いしております。

表の最下段、合計の欄を御覧ください。左から4列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で、1億6,500万円の増額をお願いしております。その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが、298億7,802万8,000円となっております。

続きまして、その他の議案等について御説明させていただきます。

18ページを御覧ください。このページから20ページにかけましては、（2）請負契約でございます。

ア、椿泊荷さばき所（仮称）新築工事のうち建築工事及び19ページに記載のイ、徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（3）、20ページに記載のウ、港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事に係る請負契約でございますが、一般競争入札により、それぞれ資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

21ページを御覧ください。令和5年度継続費繰越計算書でございます。

道路整備課の一ノ瀬トンネル新設事業ほか1件、都市計画課の鳴門総合運動公園野球場改築事業について継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から5列目にあります令和5年度継続費予算現額の計の欄、35億7,000万円に対し、更に右へ3列目の翌年度通次繰越額の欄に記載の29億7,000万円が通次繰越しとなったものでございます。

26ページをお開きください。令和5年度繰越明許費繰越計算書でございます。

昨年度の定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で、繰越額が確定いたしました。

このページから29ページにかけましては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況

を記載いたしております。

29ページをお開きください。

表の最下段、左から 3 列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、道路整備課ほか、7 課の合計額につきましては、218億8,088万3,630円となっております。

30ページをお開きください。特別会計の繰越明許費でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、左から 3 列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、5,563万3,853円となっております。

33ページをお開きください。このページから34ページにかけましては、令和 5 年度事故繰越し繰越計算書でございます。

河川整備課ほか、2 課の翌年度繰越額の合計は、表の最下段、中ほどに記載しておりますとおり、21億5,144万8,200円となっております。

36ページを御覧ください。令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

旧吉野川流域下水道建設改良事業における繰越額は、表の中ほどの翌年度繰越額の欄に記載のとおり、1,366万4,300円となっております。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただき、報告事項を 1 点、御報告させていただきます。

資料 3－1 を御覧ください。徳島小松島港港湾脱炭素化推進計画(素案)についてでございます。

国の2050年のカーボンニュートラルへの取組の一環として、港湾分野では、カーボンニュートラルポートの形成を推進し、生産事業者や物流事業者などと連携した計画策定が必要となっています。

徳島小松島港港湾脱炭素化推進計画（素案）の概要としましては、計画期間を2050年までとし、目標につきましては、令和 6 年 3 月に策定された徳島県GX推進計画に合わせ、CO₂排出量削減目標を設定しており、基準年の2013年度に対し、中期目標として、2030年度に50%減、長期目標として、2050年に100%減としております。

温室効果ガスの排出量削減に向けた主な事業としましては、生産事業者や物流事業者とともにグリーン電力購入・太陽光発電・照明のLED化などを推進してまいります。

今後のスケジュールにつきましては、県議会での御論議はもとより、7月からパブリックコメントを実施し、計画確定後、公表するとともに、毎年度、計画のフォローアップを実施してまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福寿病院局長

続きまして、病院局関係の提出予定案件につきまして、御説明いたします。

35ページを御覧ください。（6）令和 5 年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書でございます。

県立中央病院本館棟機能強化事業につきましては、令和 8 年度までの継続費として総額 17億5,000万円をお認めいただいております。表の右から 4 列目、翌年度逡次繰越額に記載のとおり、2 億円の逡次繰越しとなっております。

続きまして、（７）令和５年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書でございます。

中央病院改築等事業について表の最下段、左から４列目、翌年度繰越額に記載のとおり、２,０００万円となっております。

今後とも、事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上が、病院局関係の提出予定案件でございます。なお、報告事項は、ございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中川教育長

それでは、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

防災・環境対策特別委員会説明資料の３１ページを御覧ください。令和５年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和５年度から令和６年度への繰越明許費につきましては、昨年度の定例会におきまして、繰越予定額の御承認を頂いておりましたが、今回、それぞれの繰越額が確定しましたので、御報告いたします。

施設整備課所管における高校施設整備事業費におきまして、１３億２,８１２万９,０００円に県立学校施設災害復旧費におきまして、３,３３０万７,０００円に確定したものでございます。

以上、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平岡警察本部警備部長

続きまして、警察本部関係の提出予定案件の一般会計予算案について、御説明いたします。

説明資料４ページの歳入歳出予算総括表を御覧ください。

６月補正予算（案）では、総額で、１,３３９万５,０００円の増額補正をお願いしているところです。

事業内容につきましては、１５ページの警察活動費のうち、一般警察活動費として、災害救助用装備品の整備に要する経費４０４万５,０００円、刑事警察活動費として、検視や身元確認業務を円滑化させるための資機材の整備に要する経費９３５万円でございます。

続きまして、令和５年度繰越明許費繰越計算書について、御報告いたします。

３１ページを御覧ください。

令和６年２月定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきました事業について、この度、御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定したものです。

繰越事業は、能登半島地震救援対策費として、災害派遣部隊用の装備品の整備に要する経費であり、繰越額につきましては、表の中ほどに記載のとおり、９８４万３,２５０円となります。

警察本部関係の説明は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

木下委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

本日の質疑は、所管事項の説明に関するもの、並びに、申合せにより、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

補正予算の説明を受けている中で、幾つか確認しておきたいことがありますので、お聞きします。

トイレカーの使い方ですが、いざというときには各県からの応援を回せるようにするのだと思うのですが、何台配備してどこに置いて、そのキャパと、そもそもそれだけでは足りないと思うので、例えば県内の仮設トイレの現状を把握しておいて、いざというときに使えるようにする計画がいると思うのですが、そのような全体的な考え方を教えてください。

高木事前復興室長

トイレカーの導入についての御質問でございますが、この度の能登半島地震におきましては衛生環境の悪化が生じたところでございまして、避難所においてトイレ環境やプライバシーの確保、感染症対策など、QOL、生活の質の向上が改めて課題になったところでございます。

こうした中、今回の能登半島におきましては、避難所のトイレ確保策の一つとして、広い個室を備えて安全で快適なトイレカーが、全国の自治体や企業から数多く支援に入りまして、被災者の快適なトイレ環境の確保に、活用されたところでございます。

トイレカーにつきましては、自走式でございまして、機動性が高く、災害発生後に速やかに避難所に入れるということで、トイレ確保に寄与するものと考えております。

そこで今回、県といたしましては、災害時の市町村における避難所、様々なトイレの確保策があるのですが、その衛生環境の確保に向けた取組を広域的に補完するということで、全国自治体との広域連携、今回の能登半島地震におきましても、全国から駆け付けております。

今、全国各地でもトイレカーの配備が進んでおりまして、そういった広域的な連携や相互応援が可能となるように、県内自治体ではまだ導入がされていないところですが、県として、本県発災時におけるトイレ環境の向上に向け、様々なトイレ確保策と一緒に対策をしていきたいということで、今回1台導入をさせていただくものでございます。

扶川委員

仮設トイレの話はなかったですが、よそから来てもらうには、どの範囲から来ても

らうかとか、役所においてもあらかじめ決めておかねばいけないと思います。

それから、市町村も全部配備していくとしたら、どの程度国や県が支援していくのかとか、市町村に対してお願いをしていく考え方を教えてください。

高木事前復興室長

市町村におけるトイレカーの導入をどのように考えているのかという御質問でございますが、トイレカーにつきましては、1台当たりが高額になっています。

トイレカーの導入につきましては、国の緊急防災・減災事業債という有利な起債が活用できるものとなっております。

全国の市町村でも順次導入が進められているところでございまして、徳島県におきましては、まずは、徳島県で1台購入させていただき、全国で導入が進められておりますトイレカーとの連携を考えていきたいと考えております。

また、市町村でも独自で緊急防災・減災事業債を活用して購入が進められますので、そういった財源が活用できることにつきましても、県としては紹介させていただきたいと思っております。

扶川委員

金の掛かる物だったら大きい町でないと無理だと思いますので、また資料をください。どういう補助があって、どういうお金が掛かるのかということを教えてください。

それから、ドクターヘリで4点の整備措置事案があったということですが、これはどういうことなのか、具体的にもう少しお聞かせください。

柴田広域医療室長

ドクターヘリの整備措置事案についての御質問でございます。

これまでの経緯としましては、3月27日に大阪航空局がドクターヘリの運航を委託しておりますヒラタ学園に随時監査を実施したところでございます。

ヒラタ学園が監査に対応していく中で、整備記録の不備などが判明したことから、4月2日以降にヒラタ学園におきまして自主調査を開始したところ、複数の整備措置事案が判明したところです。

具体的には、耐空証明が切れた機体からの部品を流用した行為でありますとか、マニュアルと異なる部品を使った整備を行った、あるいは整備記録未記入などの行為が行われたものでございます。

航空法の関係法令におきましては、運航会社が国土交通大臣の認可する運航会社の運航規定や整備規定に基づきまして運航整備をすること、整備記録などを備えることで安全性が担保される仕組みとなっております。現時点では判明した全ての事案につきまして整備規定に基づいた対応、大阪航空局への報告によりまして、健全性は担保されているところでございます。

冒頭に説明もありましたように、ヒラタ学園に対しましては、これらの事案に関しまして、去る5月28日に大阪航空局から事業改善命令が出されておりました。6月27日までに必要な措置を講じた上で、大阪航空局へ報告することになっております。

また、徳島県ドクターヘリを所管しております関西広域連合におきましても、再発防止対策チームを立ち上げておりまして、ヒラタ学園の再発防止策のフォローアップ等を行いまして、安全な運航管理や整備体制などの確保を図ってまいりたいと考えております。

扶川委員

命を運ぶヘリに不備があったら大変ですから、きちん関西広域連合の議論も踏まえて、今後こういうことが起こらないようお願いしたいと思います。

それから、船舶の係留とか強靱化に向けた取組について少しお尋ねしますが、リスクの高い水域というのは、具体的にどのような所を指すのですか。そういう所はもう既に選定されているのですか。

山本河川政策課長

ただいま扶川委員より、船舶の移動に関しまして、今、補正予算をお願いしております分について、リスクの高い場所はどういう所が考えられるのかということで御質問を頂きました。

我々が考えているリスクの高い所としましては、市街地に近い港や河川です。特に津波等により係留されている船舶が流出した場合、近辺の住宅でありますとか緊急輸送路、こういった所に打ち上げられる可能性があるということを想定しておりまして、この度の補正予算を計上させていただきました。こういった船舶の管理上支障が少ない水域への移動を検討するという事で、候補地の調査・検討をしたいと考えております。

木下委員長

小休します。（11時52分）

木下委員長

再開します。（11時53分）

扶川委員

ということは、今、調べているということで、これから具体的な所を定めていくということですね。

その場で係留をきちんとする設備を作れば安全だということも含めて移動とか、それから沈んでいるものは運んでいってどこかに置くということですね。分かりました。

地滑り対策について伺いますが、人家がある所に被害が来ているので、県下でそういう地滑りの危険がある所で、人家が被害を受けるような所というのは全て把握されているのであれば、何箇所、何件に関わる危険箇所があるのか、教えてください。

姫氏原砂防防災課長

ただいま扶川委員から、地滑り対策に関して、御質問がありました。

土砂災害警戒区域としまして、砂防、地滑り、急傾斜、それぞれ警戒すべき区域という所を定めていまして、地滑りに関しては県内で441か所を指定しております。

扶川委員

砂防と急傾斜は。

姫氏原砂防防災課長

砂防としましては、土石流に対してということで2,262か所。

木下委員長

小休します。（12時1分）

木下委員長

再開します。（12時1分）

姫氏原砂防防災課長

砂防につきましては、土石流に対応するというので2,262か所、急傾斜に対しましては9,817か所、そして地滑りの441か所と合わせまして、県内では現在1万2,520か所を土砂災害警戒区域として指定しております。

扶川委員

これは全部人家に関わる所だと思うのですが、いつまでに解消するという目標はあるのですか。特にないのですか。

危険な所から順次やっていって、終結がいつになるというめどは立っていないのですか。

姫氏原砂防防災課長

今、申し上げました土砂災害警戒区域につきまして、対策等をいつまでにやっていくのかという御質問だと思います。

先ほども御説明させていただきましたように、1万2,520か所ということで、優先度の高い所、危険度の高い所から優先的にやっていくということで整備を進めておりまして、いつまでというような目標というのは現在、定めているものではありません。

扶川委員

そうすると、逃げるしかないわけで、危険箇所にあるということは住民に対して、厳しくと言ったらおかしいですけど、周知をして、いざというときには危ないから逃げなければいけない場所なのだよということを知っておいていただかないといけないと思うのですが、それはできているのですか。

姫氏原砂防防災課長

土砂災害警戒区域につきましては、住民等に広く周知啓発を行っているところでございます。

今月が土砂災害防止月間ということもありまして、普及啓発につきましては、パネル展なり出前講座、また各種ホームページ等で広く普及啓発を行っているところでございます。

扶川委員

次々聞いて申し訳ないのですが、大きな災害が起こったら、県の最後の拠^より所である中央病院が頼りになるわけですが、県南部で海部病院も災害対策や被災者の救援の中心になるのでしょうか、ほかの所も当然病院がいろいろあって、圧死に至らないようにけがをした人を救援されるようになると思うのですが、その被害想定に対して、県下の病院の体制というのは足りていないのですか。

足りていないから中央病院でもう少し強化しなくてはいけないのですか、だとすると何をどう強化するのですか。教えてください。

木下委員長

小休します。（12時7分）

木下委員長

再開します。（12時8分）

井上病院局総務課長

ただいま扶川委員から、災害時における拠点病院の体制について御質問を頂いたところでございます。

災害時の救急医療体制等につきましては、県立病院がそれぞれの地域で役割を担っているところでございます。

まず、県南では海部病院、そしてまた中央病院等でそのバックアップ機能を果たしていくというところになっています。

それぞれの病院におきましては、空きベッドを活用いたしまして、災害時に患者の救急の受入れをしっかりと果たしていくところでございます。また、消防防災ヘリ、ドクターヘリ等を活用いたしまして、そのバックアップ病院となります三好病院、中央病院等へ搬送いたしまして、各地域の災害拠点病院とも連携をしながら、災害時の救急医療体制を役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

扶川委員

要は、被害想定に見合う定量的な問題をお聞きしておるわけで、もし県全体でそういう医療体制、南海地震が起こったときの緊急の医療体制の需要・供給について、きちんとした見通しを持っておられないのであれば、私はそういう計画も立てるべきだと思う。

いろんなところで新しい防災計画を作っていくみたいなことが今、説明されましたけれども、県立病院を含めた医療体制というのは計画がいるのではないかなという素朴な疑問でお尋ねしただけですので、是非、検討していただきたいと思います。どうですか。

福壽病院局長

災害拠点病院については、令和5年度末現在で11病院が指定されているところでございまして、災害医療の拠点病院だけではなくて、災害医療の支援病院の整備、これについてはなぜかと言いますと、先ほど扶川委員から御質問がありましたように、大規模災害時におきましては、多くの医療機関が被災する、あるいは軽症から重症の患者さんが災害拠点病院に集中するということが懸念されるといったことがありますので、その備えを強化する本県独自の仕組みとして、災害医療支援病院を平成24年11月より指定しているところでございます。

ちなみに東部でしたら田岡病院、西部でしたらハウエツ病院、南部でしたら美波病院等が指定されているところでございます。

そういった病院等が連携しまして、しっかりと南海トラフ巨大地震、あるいはそのほかの危機事象について対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

扶川委員

また、詳しく対応できている仕組みについて教えていただきたいと思います。

それでは説明させていただきますが、国土交通省の国土技術政策総合研究所では、平成28年の熊本地震において、震度7の揺れに二日の間に2度も見舞われた益城町で大破した住宅のうち、昭和56年より前の住宅が68%を占め、1995年の阪神大震災を受けて改正された現行の平成12年基準よりも前の住宅も18%を占めていたと。

さらに、現行の2000年基準に適合しているはずの住宅も6%が大破以上の被害を受けている。

私も益城町に救援物資を届けるボランティアに行って、旧河道沿いの土地、あるいは川のそばの土地で筋状に大きな被害を受けている現場を見ました。

命を救うために、補正予算に計上されている耐震化緊急支援事業で、耐震改修の補助限度額を引き上げるということは非常に評価をいたします。

そこで、幾つかお伺いします。

まず、念のために資料によると国が50万円、県及び市が25万円ずつだったものを、県及び市は75万円ずつに引き上げるというのですが、市と書いてあるのですが、当然町村も入るのですね。

美野建築指導室長

ただいま、扶川委員がおっしゃられました耐震改修の補助の上乗せですけれども、市だけでなく市町村になります。

扶川委員

当然だろうと思います。

なぜか資料には県及び市がと書いてあったのですが、市町村が手を挙げて、うちもやろうと言ったときに、これが適用されるわけですね。

美野建築指導室長

今、扶川委員がおっしゃられたとおり、市町村も最大75万円上乘せするとなつて、初めて最大200万円の補助になります。

扶川委員

全ての市町村において協力のめどは立っているのですか。

美野建築指導室長

現在のところ、全ての市町村がするめどが立っているわけではないのですが必要性を各市町村に説明いたしまして、協力をしていただきたいと考えております。

扶川委員

是非、これは全市町村でやっていただかなければいけないことなので、強力に働き掛けをお願いいたします。

事業実施期間は、令和8年までの時限措置で、補助金は県として7,500万円を予算化しておりますが、これは100戸分ですね。令和8年からはどのようにするのですか。

美野建築指導室長

現在、上乘せを考えております分につきましては、3年間の時限措置の予定です。3年間で耐震化を加速させたいと思います。それ以降につきましては、現在のところ、はっきりとは決まっておりますが、今の予定では飽くまで3年間の時限措置ですので、それ以降は元の最大100万円に戻ります。

扶川委員

3年たったら戻ってしまうのね。

そもそも最新のデータで2000年の基準を満たしていない木造住宅というのは、県内に何戸ありますか。

美野建築指導室長

平成12年以前で満たしていない戸数につきましては、はっきりとした数字というのは持ち合わせていないのですけれども、ただ、耐震化できていない木造住宅の戸数につきましては、住宅土地統計調査で説明をしたいと思います。5年ごとに実施されます住宅土地統計調査は、いわゆる^{しつかい}悉皆調査ではなく抽出調査でありまして、その数字は推計値になります。公表されております各推計値では、昭和55年以前の未耐震の木造住宅につきましては、平成15年時点では9万4,200戸あったものが、本県の耐震化への支援や建て替えなどによりまして、平成20年時点で7万6,100戸、平成25年時点で6万3,100戸、平成30年時点で4万9,934戸と減少してきておるところでございます。

扶川委員

今、年間どのくらいの木造住宅の耐震改修工事が行われていますか。

美野建築指導室長

本県では、平成16年度から市町村や関係団体と連携しまして、木造住宅の耐震化の支援を行ってまいりました。

平成16年度から令和5年度末までの実績としては、耐震診断は累計で2万1,572戸、本格改修は累計で2,571戸、耐震シェルター設置は累計で133戸、耐震ベッド設置は累計で60戸、その他、住み替え支援等につきましては、累計で1,583戸となっております。

これらの木造住宅の耐震化に取り組んできた結果、平成15年の耐震化率約65%から、平成30年度には約82%と、17ポイント引き上げる原動力となりまして、一定の成果を上げてきたところです。

扶川委員

この数字を見たら分かりますように、はっきり言えば建て替えが多いのです。このままのペースで建て替えが進んでいけば、どんどん減っていくのは間違いないと思います。

しかし、ここで大事なのは、全ての耐震化が終わるのはずっと先になることです。

なぜかと言うと、建て替えもできない、耐震改修もお金を出せないという、収入も蓄えもない高齢者を中心とした低所得者が相当数いる、あるいは、これから生まれてくるはずだからです。

耐震基準が満たされていないと分かっているけど、どうせ先は長くないし、金もないから、もう手を打たないという人が多いのです。しかし、そういう意見だから、本人の責任だと見捨てるということは、行政として、してはいけません。

そこで、戸建ての家について、耐震シェルターや耐震ベッドで対応するならば、耐震改修よりもずっと負担が少ないのですが、先ほど御報告いただいたように設置戸数は極めて少ない。これでは、本当に助かるべき命を助けて、先ほども御報告にありましたが、死者ゼロにするということにはならないと思います。そこをどうするか、何らかのお考えがあったら教えてください。

美野建築指導室長

死者ゼロに向けた本県の取組ですけれども、住宅の耐震化を加速するためには、今申し上げました支援制度の充実と併せまして、県民の皆様に耐震化の必要性や、本格改修や、耐震シェルターなどの支援制度の内容をきめ細やかに周知、説明することが重要と考えております。

このことから、市町村、関係団体と連携しまして、全市町村が利用できるPRのパンフレット、ポスターの作成、広報紙、新聞、テレビ、インターネット等のマスメディアの活用、無料相談所の設置、耐震出前講座の実施、イベント等における徳島県木造住宅耐震専門相談員による無料相談ブース設置など、耐震シェルターや耐震ベッドなどの設置も含めました普及啓発を引き続き実施しまして、地震発生時の建物被害による死者ゼロを目指し、住まいの地震対策を推進してまいりたいと考えております。

扶川委員

相談はいいことです。広報もいいことですね。でも、お金なのですよ。

今回の施策は評価しますが、例えばベッドを置くにしても土台から改造しなければいけないので、一番安いはずのベッドとかでも十何万円掛かる。結局ベッドに何十万も掛かるので、低所得者には手が届かないのです。本気で取り組まないと死者ゼロは無理です。はっきり言います。これだけしか補助しないのでは無理です。

だから、このところについては、これからどうやって死者ゼロに向けてやっていくのか、真剣に取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。また、引き続き議論したいと思います。

次に、道路啓開について伺います。

共同通信の記事によりますと、能登半島地震では、発災から29時間後に輪島市や珠洲市の自治体庁舎など重要拠点につながる道路啓開が完了し、46時間後には大型車両の通行も可能になったとされておりますが、それによって救助隊が奥能登へ行けるようになって、生存率が大きく下がる72時間以内に1,800人の緊急消防援助隊が珠洲や輪島で活動できたと報道されております。

翻って、南海地震が発生したとき、徳島県でどの道路がどのような被害を受けるのか、通行不能となるおそれがどこにあるのかを抽出する道路啓開加速化事業というのは、これも非常に重要で時宜を得た取組というか、必然的にやらなければいけない取組だと思うのですが、東日本大震災や石川県の例を見ても、道路啓開加速化事業は民間建設業者が行政の指示を待たず、すぐに行動を起こすことが重要だとされております。県と協定を結んでいるといいますが、中山間部なんか、建設業者も減っています。

市町村の道路も含めて、その協定というのはきちんとカバーできているのか、教えてください。

鈴江道路整備課長

今、御質問いただきました道路啓開の協定の件につきましては、国と建設業協会と県の間で、平成29年3月に道路啓開計画を策定した時に協定を結んでおります。

それによりますと、震度6弱以上の地震とか、大津波警報が出た場合には、県の指示を待たずに建設事業者が道路啓開に当たることになっております。

それで現在、道路啓開に当たる場所につきましては、それぞれ建設業協会のほうで、この事業者さんはこの区間と定められておりますので、それに基づいて道路啓開を進めることになっております。

扶川委員

その定められている区間でもって、今回想定されるような災害に十分対応できると、必要な工程は全部できていて、そこに建設業者が全部配備される予定になっていると、こういう理解でよろしいですか。

鈴江道路整備課長

今、御質問にありました、全て対応できるかということですが、被害の状況によりましては、いわゆる建設事業者さんが直ちに出勤できないという場合もございますが、現在のところでは、緊急輸送道路に指定されている箇所、特に国道、県道につきまして

は、それに従って出動して、道路啓開に当たることになっております。

扶川委員

北海道では、道路啓開計画を策定しているということですが、徳島県も作っているのですか。

鈴江道路整備課長

道路啓開計画につきましては、徳島県においても平成29年3月に策定しております。

扶川委員

また資料提供をお願いいたします。

北海道の道路啓開計画を見ますと、公園や空港といった県外からの応援がやってくる拠点を設けて、高速道路などを活用して24時間以内に拠点を結び、48時間以内には拠点から沿岸部につながる道路を確保するとなっています。そういう場所がどれだけあって、そこから県道、国道をどうつなげていくか、高速道路とどうつながっていくか。そして、市町村道はどうなっているか。また、ゆっくり説明していただきたいと思います。

それから、最後に二つ、資料提供のことです。

一つは、個別避難計画についてです。能登半島地震では、半数近くの自治体で計画策定途中だったり、着手していなかったりして、この個別避難計画は活用できなかったとNHKなどで報道されております。要支援者名簿については、各市町村が整備し、約4万人の名簿があると事前に聞いております。名簿作りは義務だが、避難計画作りは市町村の努力義務になっております。その遅れが今回のように被害を拡大した可能性もあります。そこで、個別避難計画策定状況の全県の数字を、付託委員会に向けて整理して、お願いをしたいと思います。

二つ目は、高台移転です。県内では、必要な自治体もあるのではないかと。私は重清委員と違って、南のほうに詳しくないので分からないのですけれども。

（「要ります」と言う者あり）

必要なのですね。そうでないと、第一波到達で逃げ切れない災害弱者がたくさん出るのではないかと心配しています。美波町と海陽町では、防災公園を整備していると言いますが、あらかじめ移転しなくても大丈夫なのか。県南の状況を把握して、徳島県内で高台移転の需要は一体どのくらいあるのか、次の付託委員会で説明できるように御検討いただきたいと思います。

耐震改修にしても、道路啓開にしても、それから個別避難計画も、高台移転も、全て南海地震発生の際に、県民の命を助けるために行政として何をおいても最優先してやらなければならない課題だと思います。どの課題でもそうですが、命を守るため、あるいは耐震改修など防災をする際、予防の際にも弱い立場にある者の命をどう守るかという観点こそ重要だということを認識するべきだと私は思います。先ほども幾つか議論しましたが、是非、そういう観点を持ってお願いをしたいと思います。

それから、先ほどの船も含めて災害廃棄物の置場を確保していくことになっているわけです。あらかじめ予定しておく必要もあるわけです。そういうものを是非確保して、早く

決めていただきたい。

そういうものをボランティアが使う方法もあるのですよ。例えば海岸漂着物のプラスチックごみの回収をすると、置場がないです。県管理の長大な海岸には、それぞれの管理者がおります。県の部局がまたがっており、この災害廃棄物置場をそれぞれ確保するのであれば、そこに住民がボランティアでプラスチックごみなどを回収したときに、日常的に置いていいでしょう。そこに置いたらきちんといつでも回収しますよと、そういう仕組みを是非、作っていただきたいということをお願いしたいのですが、御答弁いただけるのであれば、それで終わりにします。

美原環境指導課長

ただいま、扶川委員から、災害廃棄物の仮置場の選定及びその活用についての御発言があったところでございます。

南海トラフ巨大地震や、頻発化・激甚化する豪雨災害などの大規模災害においては、膨大な量の災害廃棄物が短期間で発生し、緊急車両の通行の妨げや生活環境の悪化を招くおそれがあるほか、適切に分別して廃棄しなければ、その後の処理に過大な時間や費用が必要となり、被災地の復旧・復興のためには災害廃棄物を分別・保管するための仮置場を早期に設置し、迅速かつ適正に処理することが非常に重要であるということとされています。

南海トラフ巨大地震におきましては、県全体で災害廃棄物が1,532万t、津波堆積物が483万t、合計で2,016万tが発生し、仮置場の必要面積は621haと推定されております。

仮置場の候補地につきましては、各市町村において選定が進められており、令和6年5月末現在、県全体で547haが選定されており、必要面積の約88%を充足している状況でございますが、必要面積に足りていない市町村も半数程度あることから、未利用の県有地や国有地の情報を取りまとめ、市町村に提供するなど、市町村の選定が円滑に進むように支援を考えているところでございます。

ただ、扶川委員が御指摘の仮置場の利活用につきましては、現在、様々な用途で使用されておりますので、そういった利用、活用が可能であるかどうか、研究を進めてまいりたいと考えております。

木下委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災・環境対策特別委員会を閉会いたします。（12時33分）